

# かもがわ

Fuyacho dori 麩屋町通

暑中お見舞い  
申し上げます



## 物事の善悪

坂元 和夫

### 国の体制と道徳観

戦前のわが国では、何が善で何が悪かは国が決めることになっていました。小学校の「修身」などの道徳教育によって、国民すべてが国の定めた是非善悪の基準(道徳観)を共有することが期待されていたのです。中には、別の考えを抱く人もいたでしょうが、それをおおっぴらに言うとは非国民扱いされました。非国民は、中世西欧の異端者が火あぶり刑にされたように国や社会から迫害を受けました。今でも世界を眺め渡すと、このような全体主義体制の国家が幾つか残っています。幸い、わが国は、第二次大戦の敗戦という代償を

の基準が国によって示されています。しかし、刑法は、道徳律のうちその違反を処罰することが必要なものだけを取り上げているので、道徳的な善悪は基本的には個人の判断に任ざられているのです。

払って全体主義体制から民主主義・自由主義体制に変わることができました。

人々は、どのような思想を抱いてもよいしそれを自由に発表することも憲法によって保障されるようになりました。

### 道徳律と法律

こうして、私達は、自由に物を考え他人の自由を侵害しない限りそれを表現し行動に移すことができる自由を満喫しているのです。自由の反面として物事は是非善悪は自分で決めなければならなくなりました。勿論、刑法などの法律に違反すれば処罰されるという形で最小限の是非善悪

### モラル・ディレンマ

人の行為が一つの価値にしか関係しない場合には、その行為が善か悪かを判断することはそれ程難しくありません。しかし、事柄が複数の価値に関係しているいずれかを犠牲にしなければならぬ選択を迫られた場合、どちらの選択が善であるかを判断することは必ずしも容易ではありません。モラル・ディレンマとか価値の衝突といわれる難問です。

### 暴走電車の例

サンデル教授は、その公開授業がNHKテレビで放映されたことによりわが国

でも有名になったハーバード大学ロースクールの政治哲学の教授です。この教授が「正義論(Justice)」の中で面白い例を挙げています。あなたが電車の運転手だとします。高速で進行中、突然、ブレーキが故障して制御不能に陥りました。前方に線路工事をしている作業員が五人いるのが目に入りましたがこのままでは五人を轢き殺すことになりま

す。その時、目の前に待避車線があるのに気付きました。あなたは車両操作によって待避車線に電車を進行させることができますが、その車線には一人の作業員がいてその場合彼を轢き殺すこととなります。一人を轢き殺して五人を助けるべきか、それともそのまま進行して五人を轢き殺すのを助けるために一人を轢き殺すのはやむをえないと答えました。

サンデル教授は次の例を

出します。今度は、あなたは運転手ではなく、暴走電車が突進してくるのを線路に架かっている橋の上から見ています。あなたの傍に太った男が立っています。この男を突進してくる電車の前に突き落とせば電車はその男に衝突して止まり前方の五人は助かります。太った男一人を犠牲にして五人を助けるべきかどうか。多くの学生がそれは良くないと答えました。

ともに一人の犠牲で五人の命が救われるのに、何故、二つの例でその行為の善悪の判断が分かれるのでしょうか。

### タリバンと拷問

数年前に、アメリカのCIAがタリバンのテロリストから情報を得るために拷問を行っていることが分かり大問題になりました。もし、テロリストが時限爆弾を仕掛け爆発によって数千人の人命が失われるというような場合を想定すると、

テロリストを拷問して仕掛けた爆弾の在処を言わせることは許されると考える人も多くいるだろう、しかし拷問を正当化することが果たして善いことなのだろうかとサンデル教授は問いかけます。

### 原発事故と死刑囚

本年三月に東北地方で地震と津波による大災害がありました。原発が損傷し放射能が今も漏れ続けています。冷却水の注入がままならなかった三月二〇日頃A大学教授がメーリングリストで次のような提案をしました。死刑囚の中から志願者を募って原発内の危険な修理作業をやらせたらどうかというのです。志願者が作業を行えば死刑を免除するという条件付きです。死刑囚はいずれ死刑を執行されて死ぬのだから放射能により生存年数が少なくなってもより長く生きられるのだからその方が良く

だろうし、それによって多くの人の生命が救われるのだから善いに決まっていると言っているのです。

その後、サンデル教授が公開講義で福島原発の修理の危険を負う人の選び方の問題を取り上げました。公共のために危険を伴う業務を担当する人をどのような基準で選ぶのが正義に適用のいかという問題提起です(人災でなく天災だと仮定する)・東京とボストンと上海の学生三グループを対象にテレビ会議方式で討論が行われました。義務制にすべきか志願制にすべきか、義務制の場合に国民全体の義務とするのか電力供給の恩恵に与っている地域の住民の義務とすべきか当該電力会社の関係者の義務とすべきか、義務を負う人の間で家族の有無や年齢による差を設けるべきか、志願制の場合に動機の純粹さを大切にして無報酬とすべきか、相当の報奨金を出す

のが正しいのではないか、報奨金を出す結果的に貧しい人に危険がしわ寄せされることにならないかなどが議論になりました。

A教授の死刑囚の提案は、志願制の場合の報償を金銭ではなく死刑の免除にするというもので、サンデル教授の問題提起の一つの回答例です。

### ベンサムとカント

イギリスの哲学者ベンサムは、善とは最大多数の最大幸福のことだとしました。功利主義の考え方です。この考え方からすると、暴走電車の例では、待避車線へ選択も太った男を突き落とす行為も等しく一人の犠牲で五人の生命を救うのと同様に正しいことになりま

す。タリバンの拷問も死刑囚の原発作業も正当化されることになるでしょう。ドイツの哲学者カント

としての尊厳それ自体を大切にすることが善であり正しい行為なのだとし

ました。彼は、人は理性的な存在であり自分で定めた道徳律に従って自律的に行動する自由で尊厳の淵源があるのだから、人はその存在自体が目的であって何かの手段であってはならないとしました。従って、五人を救うために太った男を線路に突き落とすことは彼を人としてではなく単なる手段として扱うことになるので正しい行為ではないということになります。行為が正しいかどうかは結果ではなく行為自体で判断されるべきだとするのです。

暴走電車の例ではカントの考え方で分かったような気になりますが、タリバンの拷問の例ではどうでしょう。拷問は人の尊厳を踏みにじるものなのでそれ自体悪です。カントに従えば、数千人の罪のない人が

になっても、拷問という悪を行うべきではないということになりそうです。

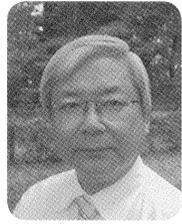
原発の例では、死刑囚を人ではなく耐用年数のきた物と同じように扱いその有効活用を提案しているよう

### おわりに

で人道問題があるように思われますが、全面的なメルトダウン(炉心溶融)必至で日本全体が壊滅的被害を蒙ることになるといった極限事例を想定すると考えが揺らぎます。

政治の世界では、多かれ少なかれこのようなディレンマの中で日常的に方針決定を迫られています。最近のわが国のマスメディアは選択された方針を批判するだけで、ではどうすれば良かったのかを真剣に考える態度があまり見受けられません。社会風潮に対するメディアの影響力を考えるとこれでよいのか気になります。

以上



## ドイツの社会保障の現状

尾藤 廣 喜

### 調査のスケジュール

四月九日から一七日までの九日間、一〇月に高松で開催される日本弁護士連合会の人権擁護大会シンポジウム実行委員会の一員として、ベルリンを中心にドイツを訪問してきました。

今回の訪問は、ドイツの社会保障制度の実態をより深く知り、日本の社会保障の今後の在り方に生かせるいかとの思いからの計画でした。スケジュールは、別表のとおりで、ぎっしりと詰まっており、時には、昼食を地下鉄のベンチでハンバーガーを食べてということもあったり、なかなか厳しいものでした。

その反面、得られたもの

も多く、大きな成果をあげることができました。

### ミュンダー博士の話

再三来日され、日弁連でも講演されているヨハネス・ミュンダー博士には、ドイツ社会法典(SGB)の構造、国家財政に左右されず、社会保障制度を理念に基づいて運用していくうえでのSGBの役割についてお話を聞きました。

その中で、社会保障制度について、行政機関に市民に対する助言義務があること、また、行政機関が助言を怠った場合には、制度について適切な助言を受けていたであろう状態に回復する(例えば、給付を受ける

ことができる)ことを市民が請求できる権利(回復請求権)があることが注目されました(日本では、私たちは裁判でよく主張しますが、認められておりません)。

同じく、日本で、なかなか認められない行政事件の「仮の救済制度」(本来の判決の前に、裁判所が仮に市民の救済を認める決定を出して早期の権利救済を保障する裁判)の運用について

も、生存権に関係する裁判については、権利救済が緊急に必要な場合であるかどうかについて、日本とは反対に、行政機関側に高い証明義務を課して、市民の権利救済を受けやすくする判決(二〇〇五年連邦最高裁判所判決)があることを紹介していただきました。このように、ドイツの社会保障に関する進んだ法制度と判例について、多くの知識を得ることができました。

連邦社会裁判所では、ドイツでは、一般の民事事件と社会保障の事件は、別の裁判所で審理される制度となっています。そして社会保障裁判所の最高裁にあたるのが、カッセルにある連邦社会裁判所です。

ここは、ナチス時代に建築された建物をナチスのイメージを払拭するために、あえて側面に新しい玄関を作り、全面ガラスにして道路から法廷が見える形で物



ミュンダー博士の講義



連邦議会議員にあいさつのスピーチ



連邦社会裁判所にて



力説する ポーヒャルト裁判長

4月11日(月) ベルリン ドイツ公私扶助連盟(社会福祉、社会保障、社会法などの政策的提言や市民運動の交流センター的役割を担う組織。会員数約2500。職員約100人) AOK ベルリン・ヴェディング地区サービスセンター(医療保険の運営機関と診療所を併設した組織) 与党・CDU(キリスト教民主党政)連邦議会議員
12日(火) ベルリン ヨハネス・ミュンダー博士(元ベルリン工科大学教授、ドイツ社会法典に関する著作多数。ドイツSOS子ども村理事長) 連邦労働社会省(元社会保険関連課長) ベルリン州都市開発省(第IV局局長)
13日(水) カッセル 連邦社会裁判所
14日(木) ダルムシュタット ヘッセン州社会裁判所 ヴァルター・ハネッシュ教授(ダルムシュタット専門大学社会福祉・社会政策研究所教授、最低生活保障制度についての研究者)
15日(金) フランクフルト IGメタル(ドイツ労働組合総同盟傘下の産業別組合。組合員数200万人)

理的にも開かれた裁判所  
にしているのが、注目され  
ます。また、大法廷の法壇  
も市民目線で低い位置にあ  
り、法廷の裏側にある合議  
室まで、廊下から見るこ  
とができるなど解放的でした。  
法廷には愛称が付いてお  
り、大法廷には、基本法(憲  
法)に男女平等の条項を盛  
り込ませたカッセルの女性  
弁護士「エリザベート・ゼ  
ルバート」の名前が冠せら  
れていたのが印象的でし  
た。

ドイツでは、社会保障関  
係の裁判が二〇〇九年で新  
受件数が三万七千七百九十  
にもものぼるということで  
す。日本の二〇〇八年の行  
政事件の新受件数(一審分)  
が二七〇〇件ですから、い  
かにドイツの社会裁判所が  
市民に近い存在であるかが  
わかります。

ヘッセン州社会裁判所では  
ダルムシュタットにある  
ヘッセン州社会裁判所  
は、名物裁判官の誉れ高い  
ポーヒャルト裁判長と同僚  
裁判官二人の説明により、  
裁判所を案内していただき  
ました。ポーヒャルト裁判  
長は、一貫して社会裁判所  
の裁判官を勤めておられ、  
特に、子どもの貧困、ドイ  
ツの税と社会保険料の徴収  
システムが高所得者ほど負  
担の高い逆進性になってい  
ることなど、ドイツの社会  
保障制度を痛烈に批判され  
たのが印象的でした。そし  
て政治による社会保障改革  
が難しいので、司法の果た

すべき役割は大きいと強調  
され、日本も、大災害に被  
災した今こそ発想を転換し  
て社会保障制度の根本的転  
換を図るべきであると主張  
されました。  
総じて、ドイツの裁判官  
は、自分の考えを積極的に  
表明する方が多いのです  
が、この方ほど、司法の役  
割の重要性を説かれ、ある  
べき社会保障モデルを力説  
される裁判官にはお会いし  
たことがなく、新鮮な驚き  
でした。

期待される高松での議論  
このように、大変有意義  
なドイツ調査でしたが、こ  
れをどう生かすかが、一〇  
月六日七日に私の故郷香川  
県の高松で開かれる人権擁  
護大会シンポジウム『希  
望社会』の実現し豊かさへ  
の社会保障をデザインす  
る(「アルファあなぶきホー  
ル」)で問われています。  
お近くの方、また、興味  
のある方は、ぜひご参加下  
さい。



## 携帯電話との付き合い方

山崎 浩一

### 発がんの危険性

携帯電話の電磁波とがん発症の関連性について、世界保健機関(WHO)の専門組織、国際がん研究機関(本部フランス・リヨン)は今年五月三十一日、携帯電話を一日三〇分間、一〇年以上使用を続けている場合、神経腫瘍の発症危険性が一・四倍になるとした過去の研究結果を紹介し、「聴神経腫瘍や(脳)腫瘍の一種である)神経腫瘍(こうしゅ)の危険性が限定的ながら認められる」との調査結果を発表しました。しかし、現時点では発がんの危険性の確実性は、鉛やコヒーと同じ部類に入るといいます。そして、当面の対策としては「(耳に触れずに)携帯

電話のメールを使うなど直接電磁波に触れないような使用方法が重要だ」と指摘し、なるべく携帯電話本体に触れる時間を短くするよう提案しました。

### 危険な有用物

この発表を聞いて、なんだコヒー程度かと思われ方も多いのではないのでしょうか。

しかも、携帯電話は現在、世界全体で約五〇億台が使われており、日常生活に必要不可欠な存在となっている携帯電話を、この程度の健康リスクだけを理由に消費者が使わなくなることは考えにくく、現実はこのニュースの報道後も全く何事も無かったかのように

使用されています。

携帯電話は、人体に有害かも知れない、でもその危険性は確率的には高くはないし、目に見えるものではない、一方でとても便利で現代社会にとって欠かせない存在です。このような存在に対してどのような関わり方が必要であるのかということを真剣に考えなくてはなりません。この意味では原発と同じジレンマを抱えているといえるでしょう。

### 政治的な研究

携帯電話のような高周波の電磁波が人体に与える悪影響については様々な研究が行われ、危険性が証明されたというものと証明されていないというものとに分かれます。厄介な事は、これらの研究においては、使用条件の設定や測定する数値の取り方をどうするかによって、危険性の評価が変わるといふことです。つま

り、この種の研究は政策的配慮から逃れられず、純粹に科学的な見地だけからされているわけではないということ。

しかし、最近では、世界中で携帯電話をめぐる議論がさかんに行われるようになってきているようです。

最近目にした記事では、携帯電話に関する規制が緩やかなアメリカにおいても、サンフランシスコ市は、携帯電話の販売店に対してすべての携帯電話の比吸収率(SAR)を店頭に掲示するよう求める情報開示条例を可決したものの、条例は憲法に違反するとして業界が提訴しているとのこと。携帯電話を使用すると、脳に様々な変化が生じるといふのは争いのない事実です。温度が高くなったり、ホルモン分泌に影響が生じたり、遺伝子が傷つくなどです。

東日本大震災で高層マンションやビルが大きく揺れ

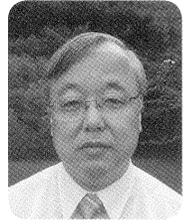
たため、屋上に設置された中継アンテナが破壊した例があるとも聞きます。

### 自己防衛の必要性

携帯電話は、巨大な利益を生み出す存在であり、通信システムの根幹に係わる問題であり、国が適切な規制を行う事はあまり期待できません。

そこで、私たち自身が自己防衛として、携帯電話のアンテナを脳に近付けないよう、通話時にはスピーカーやイヤホンを使うことが必要でしょう。

しかし、自分で携帯電話を使用することの危険性であれば、自己責任・自己防衛の考え方で良いのかもしれません。問題は携帯電話の中継基地から発せられる電磁波の影響です。この危険は自己防衛では解決できないので、周辺住民への影響を防止するような立地規制を行う必要があるのではないのでしょうか。



## クール・ビズ雑感

鍛田 則仁

電力危機が叫ばれる中、環境省は、今年是一段とトーンを上げて、「いつでもどこでも二八度!」、「スーパークールビズファッションで快適に!」といったキャンペーンを繰り広げています。地球温暖化対策の一環として平成一七年に始まったこの夏の軽装化キャンペーンは、最近ではすっかり定着した感があり、ネクタイや上着着用というのは、相当な少数派となっている観があります。

「スーパード」のゆえんは、環境省内の基準でいえば、従来のノーネクタイ、ノージャケット、半袖、チノパン等に加え、ポロシャツ、アロハシャツを解禁、Tシャツも無地・執務室内なら可、ジュー

は理にかなったものであり、異論があるわけではありません。ただ、多分に個人の価値観に左右されるものであることは承知しつつも、どうにも理解できない服装というものがあります。

たとえば、首相、閣僚、国会議員らの動静やインタビュー、記者会見が連日報じられています。その多くは、背広にノーネクタイ、カッターシャツの第一ボタンをはずすというものです。もともと背広は、ネクタイを着用することを前提とした服装ですから、それをノーネクタイとするというのは、ファッション雑誌によれば上級テクニクに属するところらしく、それができなければ縮まりが言われそうです。それはともかく、クール・ビズを言われる方々がどこにでもこのスタイルで現れるのは、いつも冷房のよく効いた場所にいるからではないかとうがった見方もされかねないでしょう。

法曹の世界でいいますと、公開法廷での服装は、議論にならないのでしょうか。

法廷は、一部の古い庁舎のものを除けば、密室構造になっていきますので、夏は冷房がないと蒸し風呂になってしまいます。そのため、法廷には、裁判所の一般事務室より長い期間冷房が入っています。裁判官は、法廷では法服(黒の薄いガウン)の羽二重を着用しなければならぬことになっており、背広の上着だけ脱いで法服を着用して着るといのが昔からの定番でした(法廷が寒いというときには、背広の上から法服を着ます)。

ところが、クール・ビズ後、ノーネクタイの上に法服を着るといスタイルがたまに見られるようになり、今年には地方裁判所の比較的若い裁判官を中心にこれが増えているように感じます。第一ボタンをはずしているためアンダー

シャツも見えるというケースもありました。公開法廷というのは厳粛な場であり、法廷等の秩序維持に関する法律でも「裁判の威信を保持する」ということがうたわれ、法廷の掲示にも服装に関する注意があるくらいです。冷房も入っているのに、ネクタイ一つできないのはなぜなのか。裁判に対する心構えがきちんとできているのだろうか、いささか心許なく思われるのは、私だけでしょうか。

ところで、本号の事務所一同の写真です。例年、弁護士は、黙っていても背広ということがほとんどだったので、今年は見事にばらばらになりました。上着を着るか着ないか、ネクタイをするかしないか、長袖か半袖かの組み合わせが、事務所報というものの考え方、クールビズに対する考え方についての各自の哲学を反映しているように思います。



## 振り込め詐欺の現在

徳田 敏

一昔前の「オレオレ」型の詐欺のことを耳にするとはなくなりましたが、手口が巧妙化した未公開株や社債の投資勧誘型の振り込め詐欺が増えています。

国民生活センターのPIONET(全国の消費生活センターに寄せられる苦情相談情報の収集システム)に寄せられた投資勧誘トラブルに関する件数は、二六一六件(二〇〇七年)、三〇七一件(二〇〇八年)、六一一四件(二〇〇九年)となってきたところ、二〇一〇年度は七七三四件となり、毎年相談件数が増え続けています。金額としても、二〇一〇年度の騙し取られた総額は約二八三億円にも上っています。

投資勧誘型の詐欺は、個人投資家(つまりはあなた)しか買えないというセレブ感漂う勧誘と、高値での買い取り保証という甘い話を用いてきます。「〇〇社の社債(または株式)を集めている。〇〇社の社債は、個人投資家しか買えない。五口集めてもらえれば△倍で買い取る。一〇口なら□倍、五〇口なら…」という感じで。しかも、A社を名乗る買取会社からの電話と並行して、B社を名乗る買取会社からも電話がかかってきて、A社B社が互いに高値での買い取りを持ちかけるものもあります。さらに二次被害、三次被害を受けてしまうことも多いようです。過去の投資歴

や被害歴に基づいた名簿が詐欺グループの間でやり取りがされるようで、投資詐欺で騙し取られたお金を取り戻そうとして別の投資詐欺に騙されることもありま

す。また、「〇〇社から返金の委託を受けているから、保証金として返金する金額の一割を振り込んでください」とか、「うちの顧問弁護士を紹介するから、〇〇万円を支払ってうちの会員になってください」など、返金をちらつかせてさらにお金を騙し取ろうとされることもあります。

一番の対策は、もちろんお金を払わないことです。払ったら最後、返ってくることはほとんどありません。振り込め詐欺の多くでは、犯人とは電話でやり取りをし、お金は銀行振込やエクスパックとよばれる形での郵送で渡し、結局は相手と顔を合わせることがありません。そのため、いざ

被害に気付いたときには、犯人逮捕に結びつく手がかりが少ないことで、中々摘発に至らず、取り返す術が少ないのです。

もし騙されて振り込んでしまったら、早期に弁護士に相談して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(通称：振り込め詐欺救済法)に基づく預金口座凍結措置を講じるべきです。この場合、凍結された口座に一〇〇〇円以上のお金が残っていれば、被害を届け出た人の金額に応じて按分弁済がされます。凍結された口座の失権手続や支払手続に関する公告は、預金保険機構のHPで公開されています。

社会的対応として、私は、ヴァーチャルオフィスと言われるものの規制強化が重要だと考えています。振り込め詐欺に登場する会社の名目上の所在地は、一昔前

ならウィークリーマンション、今はヴァーチャルオフィスです。ヴァーチャルオフィスというのは、物理的なスペースを借りるのではなく、名目上の住所地を借り、郵便物の受取代行や、携帯電話等に転送可能な電話番号のサービスが付いてくるというもので、いわば名目上の会社所在地に関係者は誰もいないのに、郵便物は届くし電話もかかるということが可能にするものです。この業態は、虚業を促進して、犯罪の温床を作る以外に、どういう社会的ニーズに応えるためのものなのか大いに疑問があります。

最近では、水利権や風力発電事業への投資話、有料老人ホームの入居権など、三月の大震災や原発事故を題材にした振り込め詐欺も発生しているようですので、くれぐれもご注意ください。



## 裁判と専門家意見

富増 四季

今回の福島原発の事故では、安全性に関する「専門意見」がばらばらで、何を信じていいのか、困惑された方も多かったと思います。裁判所もまた、事件によって、専門家の意見が分かれるなかでの判断を迫られます。裁判官は、法律知識ではプロですが、科学技術の専門性まで兼ね備えているわけではありません。科学的な専門性が高い事項について、裁判官の素人判断に任せてしまってもよいものでしょうか。

先日、こうした疑問に対する一つのヒントに出会いました。朝日新聞二〇一一年四月二二日の藤垣教授の提言です。「科学者が出せるのは確率でしかありません。どこまでのリスクを許容するかを決めるのは社会機構です。同時に、情報をもとに市民が主体的にリスク判断をしていく。その両方を協働させてリスクを管理していくべきでしょう。」なんでも、数年前のハリケーン・カトリーナの水害のあと、米国とオランダの防災体制を比較した研究があったそうです。米国では水害リスクを海岸工学の専門家だけで議論していたようなのですが、オランダでは専門家だけに任せないという姿勢を打ち出し、市民レベルでの活発な議論をもとにして、許容リスクの水準を法律で定めたそうです。

確かに、様々なデータを収集・分析してリスクを算出するところまでは専門家の仕事です。他方で、算出されたリスクを地域で許容するのかどうか、といった評価や価値判断は、理系の知識や専門性とは関係がないともいえます。それゆえ、直接の利害を有する市民こそが判断者となるべき、との考え方には説得力を感じます。

藤垣提言の考え方は、司法にも重要な示唆を与えるものです。まず、市民と同じく、裁判所も全てを行政や専門家任せにするのではなく、自らが主体的に判断していく姿勢が要請されません。さらに、この提言が前提とする事実認識と価値判断の峻別に改めて意識を向けることで、訴訟における「専門家意見」がばらばらになりがちの現状も改善できるかもしれません。

私は、専門意見のばらつきの一因は、専門家の方々が、自らの価値判断、つまり個人的な価値観や信念に影響を受けてしまい、専門領域の検討過程が科学的原則から逸脱してしまうことにあると感じています。例えば、日本経済や科学の発展のために原発は絶対に必要との信念を持った科学者がいたとします。こうした信念に沿う結論にあうように、放射能のリスク評価の原則を都合良く解釈して証言することもあったのではないのでしょうか。本来、科学的原則に忠実であれば誰に聞いても一つの答えになるはずの事項でも、科学者の個人的な価値判断に影響されてしまうとすれば、結論のばらつきが生じるのは必然でしょう。

そして、専門家が自説を科学的にもっともらしく説明した場合、裁判官が、前提となる科学原則がゆがめられていることを見抜くのは困難です。こうした事項は、正にその専門家の守備範囲であり、裁判官は誤りを見抜く専門知識も能力も備えていません。こうして、裁判官は、前提とすべき事実を把握できないまま判決することになりかねないのです。

## かものがわ講座

### 下 請 法

独占禁止法は各種の不正な取引方法を規制していますが、独禁法が規制する優越的地位濫用の規制に特に的を絞った法律として、下請法（下請代金支払遅延等防止法）があります。

下請法の特徴は、適用対象が限定的であることです。下請という言葉でよく連想される建設業は、下請法の適用対象ではありません。下請法の適用対象事業は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託の四種類に限定されています。また適用対象となる親事業者と下請事業者との間の関係についても、例えば製造委託の場合、親事業者が資本金三億円超ならば下請事業者は個人であるか、資本金三億円以下の法人の場合に適用され、親事業者が資本金一〇〇〇万円超から三億円以下の範囲内ならば下請事業者は個人であるか、資本金一〇〇〇万円以下の法人の場合に適用される、というように限定的です。

四つの義務違反に対する制裁としては罰金が規定されており、七つの禁止事項違反に対する制裁としては、下請事業者がこうむった不利益の原状回復措置の勧告または指導があります。平成二二年度中に公正取引委員会が行った下請法に基づく実施状況は、勧告一五件に指導四二二六件となっており、指導件数は過去最高だったそうです。

下請法の適用対象となった親事業者は、四つの義務と七つの禁止事項が課されます。四つの義務とは、発注書面の交付義務、書類の作成保存義務、下請代金の支払期日を定める義務、遅延利息の支払義務。七つの禁止事項とは、受領拒否、支払遅延、代金減額、返品買いたたき、購入又は利用の強制、報復措置、有償支給原材料等の対価の早期決済、割引困難な手形の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更又はやり直しの各禁止です。

指導、勧告の順で処分としては重くなっていきますが、勧告に従わない場合には、独禁法による課徴金の制裁も準備されています。